

官民連携した浸水対策の手引き（案）

～ 浸水被害対策区域制度の解説 ～

令和3年11月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

はじめに

都市の内水対策の役割を担っている下水道の整備は、概ね5年に1回程度の降雨（時間50ミリ程度）を目標として進められているが、近年時間50ミリを超える降雨の回数が増加傾向にあるなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している。このため、下水道の雨水貯留管等のハード整備を計画的に進めるとともに、民間の再開発等の際に雨水貯留施設の設置を推進するなど、官民連携した早急な浸水対策の実施が必要となっている。

水害に強いまちづくりを進めるため、市町村等の中には、民間事業者が建物の新築等を行う際に、指導要綱により、雨水貯留施設の設置をお願いしている事例がある。しかし、指導要綱は、あくまでも要請であり、強制力がなく、民間事業者による雨水貯留施設の設置を促進する法的な枠組みはなかった。

そこで、平成27年の下水道法改正（平成27年7月19日施行）により、公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、条例で、「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を市町村等（公共下水道管理者）が協定に基づき管理できる制度等が創設された。

さらに、令和3年の下水道法改正（令和3年11月1日施行）により、浸水被害対策区域において、民間事業者等が行う雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設し、認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等により、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図ることとした。

本手引き（案）は、浸水被害対策区域制度を活用しようとする市町村等に対し、浸水対策に係る官民の役割分担の考え方、民間等の雨水貯留施設の活用可能性、浸水被害対策区域の適用方法等の検討について、国土交通省で実施したフィージビリティスタディ（FS）等の具体的な検討事例を交えながら手順等を示すとともに、最新の法改正内容を追加することで本制度の活用と普及に資することを目的としている。なお、本手引き（案）については、今後も各都市での取組や知見を踏まえ、随時内容の充実を図っていくこととしている。

令和3年11月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

新たな雨水管理計画策定手法に関する調査検討会
ハードワーキンググループ
「官民連携した浸水対策の手引きの策定（仮称）並びに FS 調査」
（平成 27 年度）

委員名簿

（敬称略）

（平成 28 年 3 月現在）

（アドバイザー）

東京大学大学院工学系研究科水環境制御研究センター教授 古米 弘明

（委員）

国土交通省 国土技術政策総合研究所 下水道研究部 下水道研究室長 横田 敏宏

東京都 下水道局 計画調査部計画課 課長代理 神田 浩幸

横浜市 環境創造局 下水道計画調査部下水道事業調整課 担当係長 黒羽根 能生

名古屋市 上下水道局 下水道計画課 緊急雨水整備計画主査 野杵 貴博

大阪市 建設局 下水道河川部調整課 事業計画担当係長 檜山 幹

福岡市 道路下水道局 計画部下水道計画課 計画係長 藤原 浩幸

公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第二部 研究員 亀田 瞬

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 牛原 正詞

（事務局）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 流域下水道計画調整官 小川 文章

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 山縣 弘樹

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 水害対策係長 金城 弘典

新たな雨水管理計画策定手法に関する調査検討会
ワーキンググループ
「関係機関との連携（官民連携した浸水対策の手引きの策定並びに FS 調査）」
（平成 28 年度）

委員名簿

（敬称略）

（平成 29 年 3 月現在）

（アドバイザー）

東京大学大学院工学系研究科水環境制御研究センター教授 古米 弘明

（委員）

横浜市 環境創造局 下水道事業マネジメント課 課長補佐 丸山 知明

名古屋市 上下水道局技術本部 計画部 下水道計画課 主査
（雨水対策の総合調整） 野杵 貴博

大阪市 建設局 下水道河川部 調整課 担当係長 中家 誠

公益財団法人 日本下水道新技術機構 研究第二部 研究員 玉江 祥和

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 遠藤 雅也

埼玉県 都市整備部 都市計画課 公共下水道担当主査 石川 淳

愛知県 建設部 下水道課 公共下水道グループ 主査 玉置 芳幸

福岡県 建築都市部 下水道課 公共下水道係長 境 謙一

（特別出席）

公益財団法人 日本下水道協会 技術研究部 技術指針課 係長 大庭 浩

（事務局）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 斎野 秀幸

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 水害対策係長 金城 弘典

下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類改訂検討委員会

(令和3年度)

(順不同・敬称略)

(令和3年11月現在)

委員名	職名	氏名
委員長	東京大学大学院工学系研究科附属水環境工学研究センター教授	古米 弘明
委員	横浜市環境創造局下水道計画調整部 下水道事業マネジメント課長	赤坂 真司
〃	地方共同法人日本下水道事業団事業統括部計画課長	新井 智明
〃	名古屋市上下水道局技術本部計画部主幹	内田 聡
〃	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	遠藤 雅也
〃	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授	尾崎 平
〃	松山市公営企業局管理部下水道整備課長	尾崎 隆輝
〃	福岡市道路下水道局計画部下水道計画課長	中田 啓介
〃	東京都下水道局計画調整部緊急重点雨水対策事業担当課長	西山 達也
〃	公益社団法人日本下水道協会技術研究部技術指針課長	毛利 光夫
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官	
〃	国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室	

目 次

1. 総論	1
1. 1 目的	1
1. 2 適用範囲	2
1. 3 用語の定義	3
1. 4 浸水被害対策区域制度の適用に係る検討手順	5
2. 浸水被害対策区域制度の適用に係る検討	6
2. 1 基礎調査	6
2. 2 浸水被害対策区域の候補区域の選定	9
2. 3 浸水被害対策区域の指定	15
2. 4 浸水被害軽減に向けた官民の役割分担	19
2. 5 浸水被害対策区域制度の適用による民間事業者等のメリット	20
3. 雨水貯留施設等の整備促進のための民間事業者等に対する国の支援制度等の適用	22
3. 1 国の各種支援制度等の概要	22
4. 民間雨水貯留施設等の活用による効果の評価及びフォローアップ ...	35
4. 1 民間雨水貯留施設等の活用による効果の評価	35
4. 2 民間雨水貯留施設等の効果的配置のためのフォローアップ	36
5. 管理協定の締結時における留意点	37
5. 1 民間事業者等との管理協定の締結時における留意点	37

(巻末資料)

「水防法等の一部を改正する法律の施行について」(平成27年7月19日水管理・国土保全局長通知)

「特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の施行について」(令和3年11月1日水管理・国土保全局長通知)

<平成 28 年度増補改訂概要>

今回の増補改訂（平成 29 年 7 月改訂）にあたっては、浸水被害対策区域制度を活用しようとする市町村等への支援として、「管理協定の締結等における留意点」、「民間事業者等のメリット」等について、平成 28 年度に実施した F S 調査および「新たな雨水管理計画策定手法に関する調査検討会」での議論を踏まえ、内容の充実を図ったものである。

主な、増補改訂内容は以下のとおりである。

- ・管理協定に定める事項として、協定雨水貯留施設、管理の方法、有効期間、管理協定に違反した場合の措置等に関する記述の充実
- ・民間事業者等の雨水貯留施設における、清掃・点検等の管理に関する実態調査結果の追加
- ・雨水貯留施設等の整備促進のための、民間事業者等に対する国の支援制度等に関する記述の充実

<令和 3 年度増補改訂概要>

今回の増補改訂（令和 3 年 11 月改訂）にあたっては、浸水被害対策区域において設けられた新たな制度について内容の充実を図ったものである。

主な、増補改訂内容は以下のとおりである。

- ・雨水貯留浸透施設の整備促進のため、民間事業者等に対する国の支援制度等に関する記述の充実（P22～P28）

1. 総論

1. 1 目的

本手引き（案）は、下水道法第 25 条の 2 に規定される浸水被害対策区域制度や下水道法第 25 条の 10 ほかに規定される雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度を適用し、民間事業者等の設置する雨水貯留施設等を活用することにより効率的な浸水対策を実施しようとする地方公共団体に対し、行政と民間の役割分担の方針や浸水被害対策区域の指定等に関する基本的な事項を示すことにより、官民連携した浸水対策の推進を図ることを目的とする。

【解説】

これまで、気候変動の影響等による雨の降り方の局地化・集中化・激甚化により、下水道施設の能力を超える大雨等が頻発していることや、都市化の進展に伴い地表面がアスファルト等で覆われることにより、降った雨の流出量が増加し、内水氾濫による被害の発生リスクが高まっていることを受けて、平成 27 年 5 月に下水道法を含む水防法等の一部が改正され、多発する浸水被害への対応を図るためのハード対策、ソフト対策両面からの対策等を推進するための改正が行われた。下水道法の改正に伴い創設された浸水被害対策区域制度は、都市機能が集積し、公共下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者である地方公共団体が、条例で、浸水被害対策区域を定め、当該区域内において、民間設置の雨水貯留施設を公共下水道管理者が協定に基づき管理すること、または、民間設置の排水設備に対する雨水貯留浸透機能の付加を義務付けることを可能にする制度である。

また、平成 26 年 5 月に制定された「雨水の利用の推進に関する法律」では、降雨の流出や水利用の形態の変化、集中豪雨の多発化等、水循環に関する様々な弊害を踏まえ、水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものとして雨水の利用を推進することが位置づけられている。

しかしながら、近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により激甚化・頻発化した水災害が発生しており、今後も降雨量の更なる増加傾向は続くと思われている中、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みを整備する必要があることから、令和 3 年 5 月に下水道法を含む特定都市河川浸水被害対策法等の改正が公布され、令和 3 年 7 月及び 11 月に施行されたところである。このうち、下水道法の改正において、浸水被害対策区域における雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度や当該施設に係る補助制度が創設され、官民連携した浸水対策のより一層の推進を目指している。

本手引き（案）は、公共下水道管理者である地方公共団体が、浸水被害対策区域制度を適用する場合に、行政と民間の役割分担の方針や浸水被害対策区域の指定等に関する基本的な事項や各種支援制度の概要等を示し、官民連携した浸水対策の推進を図ることを目的とするものであり、本手引き（案）を参考とし、官民連携による浸水対策について検討されたい。なお、本手引き（案）では、平成 27 年度に国土交通省にて実施したフィージビリティ

スタディ（F S）等の具体的な検討内容を事例として掲載し、官民連携した浸水対策の実施手順等を示し、浸水被害対策区域制度の活用と普及に資するものとする。

なお、「特定都市河川浸水被害対策法」では、都市河川の流域において、河川、下水道の整備に加え、民間事業者等による新規開発等による雨水の流出増加をもたらす行為（雨水浸透阻害行為）の規制等が可能である。

1. 2 適用範囲

本手引き（案）は、公共下水道管理者が官民連携した浸水対策を実施する際に参考とするものとするが、主に、下水道法第 25 条の 2 に規定される浸水被害対策区域制度や下水道法第 25 条の 10 ほかに規定される雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度を活用した浸水対策を実施する場合の基本的な事項を示すものとする。

【解説】

本手引き（案）は、公共下水道管理者が官民連携した浸水対策を実施する際に参考とするものとするが、主に、既成市街地等において、民間事業者等による雨水貯留施設の設置を促進するため、下水道法に基づく浸水被害対策区域制度を活用した浸水対策を実施する場合の基本的な事項を示すものである。

なお、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域における、新規開発等による雨水浸透阻害行為の規制等については、「特定都市河川浸水被害対策法」活用の手引き（仮称）（令和 3 年策定予定）を参照されたい。

また、下水道、道路、公園、河川、住宅・建築等の関係部局が連携して雨水の貯留浸透を進める枠組みについては、「都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について」（平成 19 年 3 月国土交通省関係課長通知）を参照されたい。

1. 3 用語の定義

浸水被害対策区域

排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域。(下水道法第 25 条の 2)

雨水貯留施設の管理協定制度

公共下水道管理者が、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして雨水の貯留容量が 100m³ 以上のものに限る。）を自ら管理する必要があると認めるときに、雨水貯留施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる制度。(下水道法第 25 条の 3～9)

雨水貯留浸透施設整備計画認定制度

浸水被害対策区域において、雨水貯留浸透施設（当該施設の規模が 30m³ 以上であることを原則とする。）の設置及び管理をしようとする民間事業者等が、当該施設の設置及び管理に関する計画（雨水貯留浸透施設整備計画）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる制度。(下水道法第 25 条の 10～21)

認定事業者

下水道法第 25 条の 10 第 1 項の認定を受けた者。

目標水準

公助・共助・自助の各立場における、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ、早期に浸水被害対策区域の浸水被害を軽減または防止するため、地域の実情を踏まえて設定する整備目標又は対策目標の水準。

公助・共助・自助

本手引き（案）において、公助は下水道管理者による浸水対策、自助は地域の住民や事業者等が自身あるいは財産を守るために行う浸水への備えや行動、共助は地域の住民や民間事業者等が協力して地域を守る備えや行動である。ただし、自助・共助として設置された民間の雨水貯留施設等（浸透機能も有する場合を含む）を市町村等が管理協定を締結し管理する場合は、公助による準下水道の協定雨水貯留施設として位置づける。

	ハード	ソフト
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備（雨水管整備） ・貯留浸透施設整備（官地・公共施設） ・民間貯留施設（管理協定による準下水道施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供（ハザードマップ等） ・避難誘導（水位情報、勧告等） ・まちづくり
共助	<ul style="list-style-type: none"> ・民間貯留浸透施設（地区計画・条例等） 	<ul style="list-style-type: none"> （管理協定による） ・水防活動
自助	<ul style="list-style-type: none"> ・民間貯留浸透施設（各戸貯留等） ・耐水化 	<ul style="list-style-type: none"> 準下水道施設） ・避難

準下水道

公共下水道施設ではない民間等の雨水貯留施設等のうち、浸水被害の防止を図るために有用なものとして、市町村等が自ら管理する必要があると認めるもの。

協定雨水貯留施設

市町村等が当該施設を自ら管理する必要があると認め、当該施設所有者等と下水道法第25条の3～9に基づく管理協定を締結した雨水貯留施設等。

1. 4 浸水被害対策区域制度の適用に係る検討手順

浸水被害対策区域制度の適用により、官民連携した浸水対策の実施のため、以下のよう
な調査、検討を行う。

- (1) 基礎調査
- (2) 浸水被害対策区域の候補区域の選定
- (3) 浸水被害対策区域の指定
- (4) 浸水被害軽減に向けた官民の役割分担
- (5) 浸水被害対策区域制度の適用による民間事業者等のメリット

【解説】

浸水被害対策区域制度の適用により、民間事業者等の設置する雨水貯留施設等を活用し、
官民連携した浸水対策を実施するにあたっては、(1)～(5)について調査、検討を行う。

項 目	主な検討内容
(1) 基礎調査 (2. 1)	基礎資料の収集及び整理
(2) 浸水被害対策区域の候補区域の選定 (2. 2)	土地利用の状況やまちづくりとの連携 既存の雨水貯留施設等の設置状況 雨水貯留施設等の新規設置の可能性
(3) 浸水被害対策区域の指定 (2. 3)	条例による区域の指定
(4) 浸水被害軽減に向けた官民の役割分担 (2. 4)	段階的な目標水準の設定 段階的な対策
(5) 浸水被害対策区域制度の適用による民間 事業者等のメリット (2. 5)	経済性に関するメリット 事業継続性に関するメリット 社会性に関するメリット

2. 浸水被害対策区域制度の適用に係る検討

2. 1 基礎調査

浸水被害対策区域制度の適用に係る検討を行うにあたり、必要に応じて、以下のよう
な資料、情報等を収集し、整理する。なお、調査にあたっては、関係部局とも連携し調
査を行うものとし、必要に応じて民間事業者等に確認する。

- (1) 浸水状況
- (2) 地形、土地利用等の状況
- (3) 下水道計画
- (4) 開発計画（地方公共団体の都市計画、民間による開発計画）
- (5) 地下施設
- (6) 既存の雨水貯留施設等の設置状況等

【解説】

浸水被害対策区域制度の適用に係る検討を行うにあたり、必要に応じて（1）～（6）の
ような資料、情報等を収集し、整理する。

（1）浸水被害の状況等

過去に発生した浸水被害について、日時、場所、被害状況（浸水面積、床上・床下浸水
戸数、浸水深、浸水原因等）、水防活動状況等について調査し、資料を収集、整理する。

（2）地形情報、土地利用等の状況

標高分布がわかる地形図、土地の利用状況がわかる土地利用図等の資料を収集、整理す
る。また、防災拠点及び避難地等の地域の防災計画に位置付けられた施設の情報や、高齢
者・障害者等の要配慮者関連施設等について調査し、資料等を収集、整理する。必要によ
り、検討対象地域の浸透能の把握のために地質調査結果等を収集することも考えられる。

（3）下水道計画

下水道法事業計画、一般平面図、排水区画割施設平面図、計画降雨諸元（事業計画に定
める計画降雨等）、浸水想定区域図（内水ハザードマップ）、その他ハザードマップに適用
した降雨諸元（降雨時系列、総降雨量、降雨継続時間）等について調査し、資料を収集、
整理する。

（4）開発計画

地方公共団体により策定している都市計画マスタープランや、今後の開発計画等、まち
づくりに関する計画についても資料を収集、整理する。また、民間事業者等の設置する雨
水貯留施設等を活用した浸水対策を実施する場合、民間事業者等のスケジュール等との
調整が必要であることも考えられるため、民間事業者等による開発計画についても調査
し、資料を収集、整理する。

なお、民間事業者等による開発事業の途中段階から制度適用を働きかけても、施設の構

想が確定した後又は管理費の将来試算が完了した後では、官民連携を働きかけるタイミングとしては既に遅く、貯留槽の規模や構造、雨水利用を含むビル内の水システムの設計について比較的柔軟な対応が可能になると考えられる開発構想の初期段階から情報収集することが肝要である。

(5) 地下空間、施設の利用状況

雨水浸透による地下水位変動で影響を受ける可能性のある地下施設（不特定多数が利用する地下街・地下駐車場・地下鉄等）等について調査し、資料を収集、整理する。

(6) 既存の雨水貯留施設等の設置状況等

公共及び民間事業者等により設置された既存の雨水貯留施設等に関する資料（位置・貯留容量等）を収集、整理する。

【基礎調査の資料イメージ】

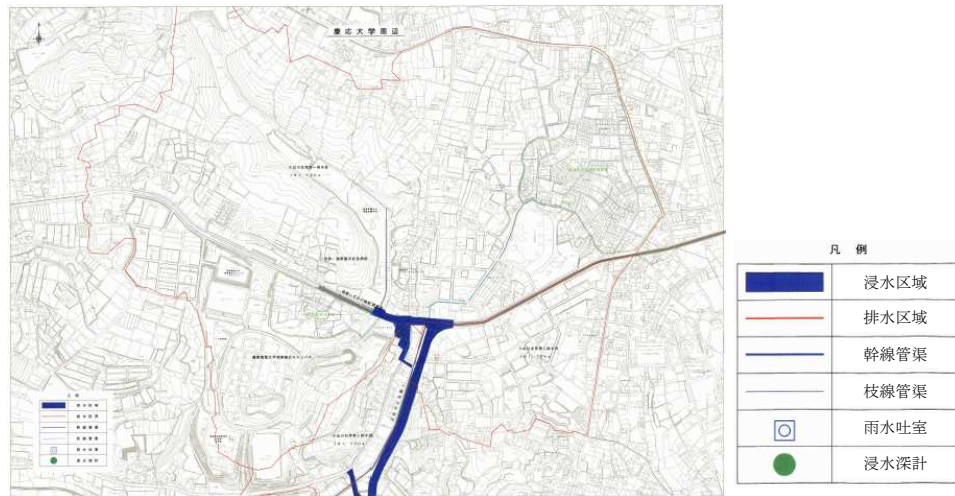


図 2-1 過去の浸水状況に関する資料の例

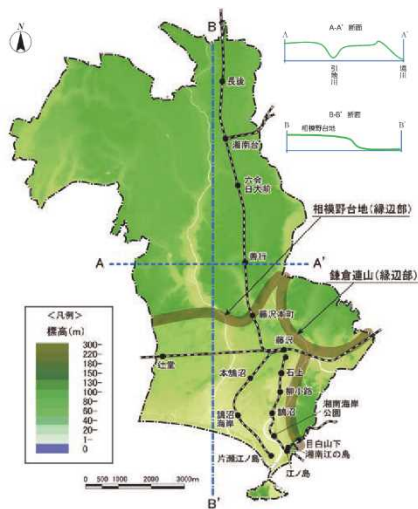


図 2-2 地形、土地利用等の状況に関する資料の例① (地形の概要)

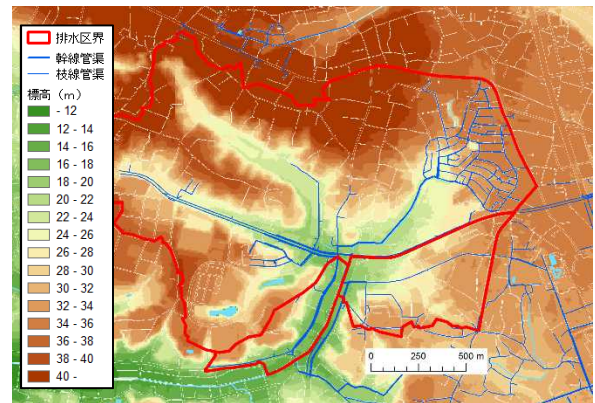


図 2-3 地形、土地利用等の状況に関する資料の例② (地域の微地形)

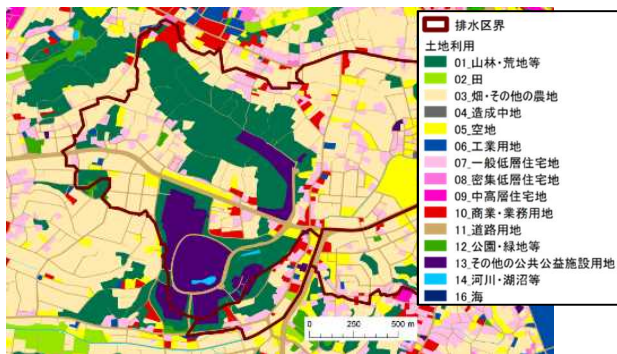


図 2-4 地形、土地利用等の状況に関する資料の例③ (土地利用)

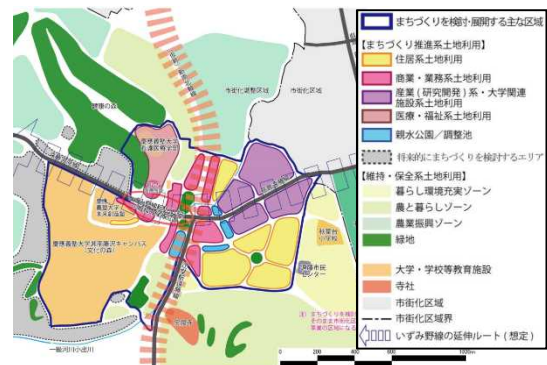


図 2-5 開発計画に関する資料の例 (まちづくりにおける土地利用配置の案)

2. 2 浸水被害対策区域の候補区域の選定

浸水被害対策区域の候補区域の選定にあたっては、以下のような観点から選定することが考えられる。

- (1) 土地利用の状況等
- (2) 再開発等のまちづくりとの連携
- (3) 既存の雨水貯留施設等の設置状況
- (4) 雨水貯留施設等の新規設置の可能性

【解説】

浸水被害対策区域は、都市機能が相当程度集積、または将来的に都市機能の集積が見込まれ、著しい浸水被害が発生するおそれのある地域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる区域を、公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める。

浸水被害対策区域の候補区域を選定するにあたり、例えば(1)～(4)に示すような観点から選定することが考えられる。なお、候補区域を明確にすることが困難な場合には、当面、候補区域となり得る区域を含む広範囲の地域を対象として検討を進め、順次、候補区域を選定することも考えられる。

(1) 土地利用の状況等

道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な区域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事が及ぼす社会的影響が大きい区域が想定される。

(2) 再開発等のまちづくりとの連携

公共下水道の雨水貯留管等の整備よりも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設等を活用する方が費用対効果の高い区域、また、交通・物流の拠点や産業の集積あるいはまちづくりや再整備等の予定があり官民が連携した対策が望ましい区域が想定される。区域の選定にあたっては、必要に応じ、都市計画部局（都市計画法の開発行為）等と調整を図りたい。

(3) 既存の雨水貯留施設等の設置状況

浸水被害対策区域においては、民間事業者等が設置している既存の雨水貯留施設等を対象に管理協定を締結し、地方公共団体が管理することも想定されることから、雨水貯留施設等の設置状況によっては、浸水被害対策区域の候補区域となることも考えられる。

次頁に示すような、標高、建物データ等に基づく地表面での雨水の流出状況に関する予備的な検討を実施することにより、浸水が想定され、雨水貯留施設等の設置により浸水被害の防止・軽減が期待される箇所を確認することができる。例えば、予備的な検討の結果、浸水が想定され、雨水貯留施設等の設置が効果的な対策となる可能性がある箇

所に、民間事業者等の設置する雨水貯留施設等が存在しない場合には、民間事業者等に対し、重点的に設置を働きかけることが望ましい。一方、当該箇所、民間事業者等の設置する雨水貯留施設等が存在する場合には、協定雨水貯留施設の候補となることも考えられる。

【予備的な検討】

- ①過去の浸水状況から浸水要因を推定し、民間の雨水貯留施設の必要性を検討する。
- ②雨水貯留浸透施設の設置が効果的な浸水対策となり得る箇所*¹の有無および官民連携の可能性を検討する。

*¹ ここで効果的な浸水対策となり得る箇所とは、下水道施設や放流先河川等の流下能力を超える降雨により、または急斜面等の現地条件により、雨水が下水道に集水されず地表を流下または冠水する場合において、主要な流下流路や浸水常襲地区となり、効果的なピークカット貯留が可能な箇所を想定している。当該箇所に雨水貯留浸透施設を設置し、道路面、下水道（雨水）幹線等から雨水を引き込む官民連携による浸水対策を、土地利用、建築物の改築計画等から多くの箇所で実施できる場合には、浸水被害対策区域の検討対象地域として適用性が高い。

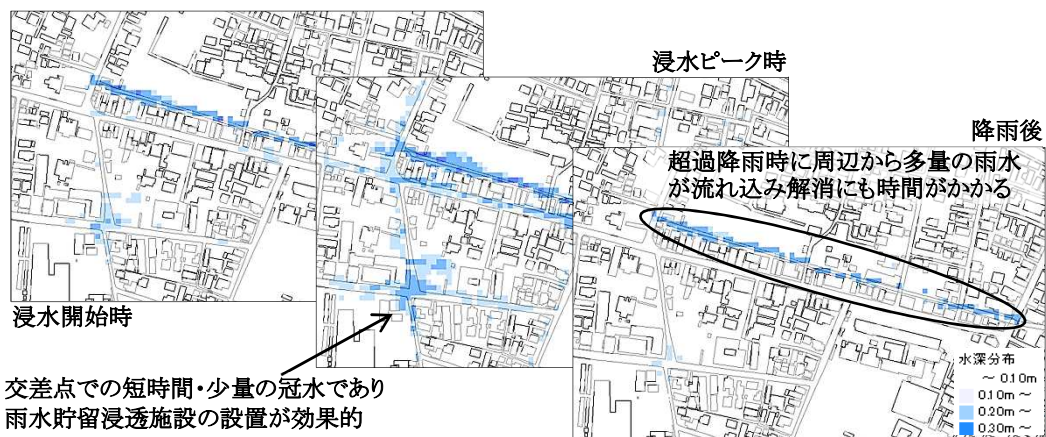


図 2-6 効率的な雨水貯留浸透施設の設置箇所の検討イメージ例

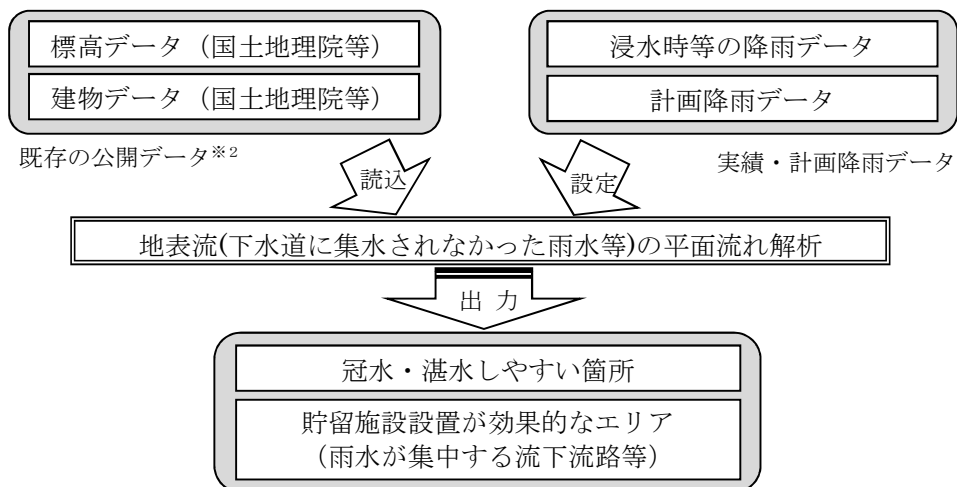


図 2-7 既存の公開データ等を用いた平面流れ解析による予備検討の手順例

**² 管路網電子データの未整備地域、下水道（雨水）未整備地域等でも検討可能とする。

(4) 雨水貯留施設等の新規設置の可能性

大規模な施設の新設または改築等が予定されている場合には、個々に設置可能容量を協議することとなる。

その他、個別建て替えあるいは共同建て替えや街区レベルにおける再開発による雨水貯留施設等の設置可能容量等については、開発計画規模の上限から積算して街区毎の総量を算出し、開発規模に応じた雨水貯留施設等の導入を図る。

【地下貯留施設設置可能な空地確保を伴う既往の規制緩和・誘導制度】

地下貯留施設設置可能な空地確保を伴う既往制度については、地区計画（再開発等促進区を定める地区計画、誘導容積型地区計画等）、特定街区、総合設計制度*等があげられる。

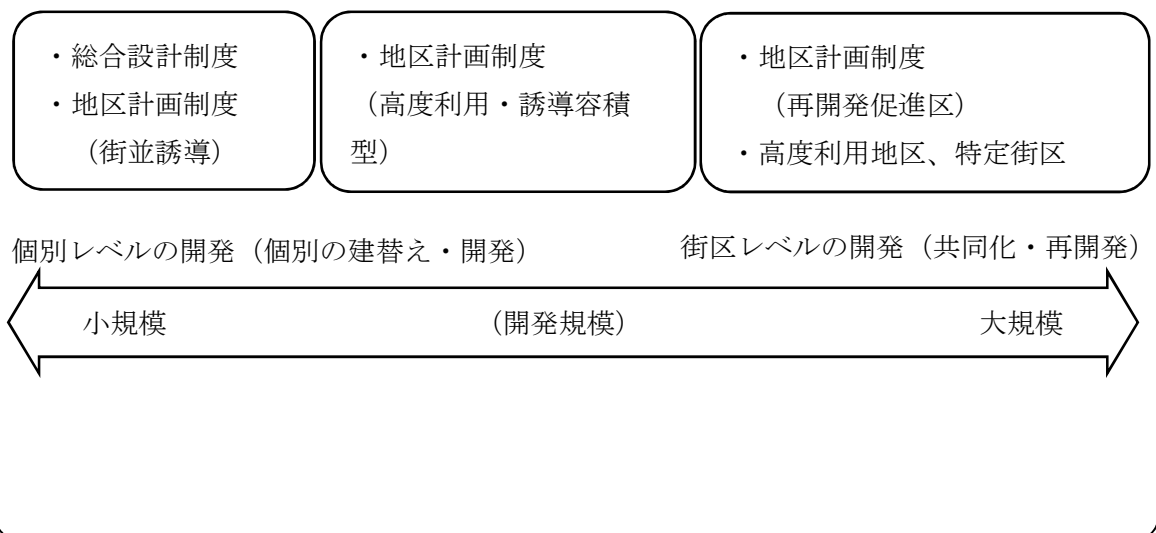
これらの制度は、開発規模（敷地規模）を踏まえ、公開空地の確保や壁面位置の制限等を定めた上で、容積・高さの規制緩和・誘導を行うことができる。

公開空地の確保や壁面位置の制限により生み出された空地の地下部分に地下貯留施設を設置することを踏まえ、計画容積・高さ等の規制緩和の評価基準とする等、各自治体における各制度の運用条例や要綱等で位置づけることも考えられる。

街区レベルの開発については、計画決定・事業化に係る地域合意に時間を要し、中長期的な対応となることから、短期的な取り組みとして、敷地レベルの個別の建替え・開発における総合設計制度等の活用により、地下貯留スペースを確保できる公開空地を積極的に確保し、容積・高さ等の規制を緩和していくことが現実的手法であると考えられる。

*総合設計制度

500m²以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和できる制度。



【既往の制度を活用した場合の設置可能容量の想定イメージ】

・個別レベルの開発

- 想定条件 : 駅前商業業務地区のまちづくり計画の策定や、法的担保としての
地区計画制度等の活用による個別更新
- 想定エリア : 1000m² (前面道路部 25m×奥行 40m) の敷地
- 制度・手法 : 誘導容積型地区計画・高度利用型地区計画・街並み誘導型地区計
画等の緩和型地区計画制度あるいは総合設計制度等による公園・
歩道状空地 (地区施設) の地下部等への雨水貯留施設の整備を想定
- 試算条件 : 建築物の外壁から道路境界線までの距離を 4m 確保
空地部 100m² (4m×25m) の半分 (50m²) の敷地部の下部 (D:1m)
- 設置可能容量 : 50m³ (500m³/ha)

・街区レベルの開発

- 想定条件 : 駅前商業業務地区の街区レベルの再開発事業の導入や、法的担保
としての地区計画制度の活用による街区整備
- 想定エリア : 1ha (前面道路部 100×奥行 100m) の街区
- 制度・手法 : 特定街区・高度利用地区・地域地区見直し (容積率変更) 等の都
市計画の変更あるいは総合設計制度等による公園・敷地内新設道
路等の 2号施設地下部等への雨水貯留施設の整備を想定
- 試算条件 : 建築物の外壁から道路境界線までの距離を 5m 確保 (1900 m²)
提供公園または 2号施設として、空地部 2,000 m² (20m×100m)
および約 4,000 m² の 1/4 (1000 m²) の敷地部の下部 (D:1m)
- 設置可能容量 : 1,000m³ (1,000m³/ha)

下水道、河川のほか、道路、公園、住宅・建築等の関係部局が連携して雨水の貯留浸透を進める枠組みについては、「都市における安全の観点からの雨水の貯留浸透の推進について」(平成 19 年 3 月国土交通省関係課長通知) 及び「雨水の貯留浸透を重点的かつ緊急的に進めるべき地区における事業の推進について」(平成 19 年事務連絡) を参照されたい。

【浸水被害対策区域の候補区域の選定事例】

国土交通省において実施したフィージビリティスタディ（F S）*による知見

*フィージビリティスタディ（F S）

実行可能性調査のこと。今回の調査においては、官民連携した浸水対策手法について検討することを目的に、国土交通省と地方公共団体が共同して実施。

1. 検討対象地区

F S 調査対象地区	選定の視点
慶應義塾大学湘南藤沢 キャンパス周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に市街化される地区 ・放流先河川の改修に左右される ・河川流下能力は当面 20mm/hr 程度（改修まで約 30 年）
(仮称)村岡新駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通拠点の構想 ・新駅検討地区周辺で道路冠水 ・沿道事業者の通勤等の支障
藤沢駅南口地区	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に、老朽化対策を中心に駅前再整備に着手する予定 ・整備済みではあるが浸水対策の水準は十分ではない
八王子市駅前地区	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済み地区 ・人通りの多い駅前で道路冠水が発生 ・計画を上回る降雨の対策に貯留浸透施設を活用

2. F Sによる知見

①慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区（平成 29 年 4 月指定済み）

- まちづくり初期段階からの連携案（土地利用計画への反映、早期区域設定による事業者間の不公平感の未然防止）
- 民間側のメリット創出案（市有地の賃貸料減免、地域の浸水対策への貢献の P R、大規模豪雨時の事業継続）
- 雨水未整備地区の雨水挙動解析（雨水管が面整備されていない地域の浸水要因分析、実態を考慮し地表平面流れを解析）

②(仮称)村岡新駅周辺地区

- 大規模事業者との共助案（冠水の解消が事業者にとってもメリット、地域貢献度が高く社会貢献の P R 効果大）
- 既存ストック等の活用案（隣接する事業者敷地のオープンスペース活用、既存調整池を經由しての排水の可能性）
- 傾斜地で地表流化した雨水の挙動解析（傾斜地で人孔に取水しきれなかった雨水の面的な動きから浸水要因を分析）

③藤沢駅南口地区

- 既成市街地の再整備との連携案（都市計画の変更、総合設計制度等の活用による雨水貯留施設の設置促進）
- 総降雨量は少ない一方、高降雨強度の局地的大雨への対応案（冠水地区への流下雨水を流れの集中箇所分散貯留して冠水頻度を低減）
- 豪雨時の未取水雨水の挙動解析（人孔に取水しきれなかった雨水が集中する流下流路を分析）

④八王子市駅前地区

- 整備済み地区の超過降雨対策案（超過降雨分の貯留浸透処理）
- 浸透施設の現地適用性の留意点（既存の地下施設等への漏水を助長する可能性等）
- 貯留浸透重点個所の抽出（重点的・効果的な配置）

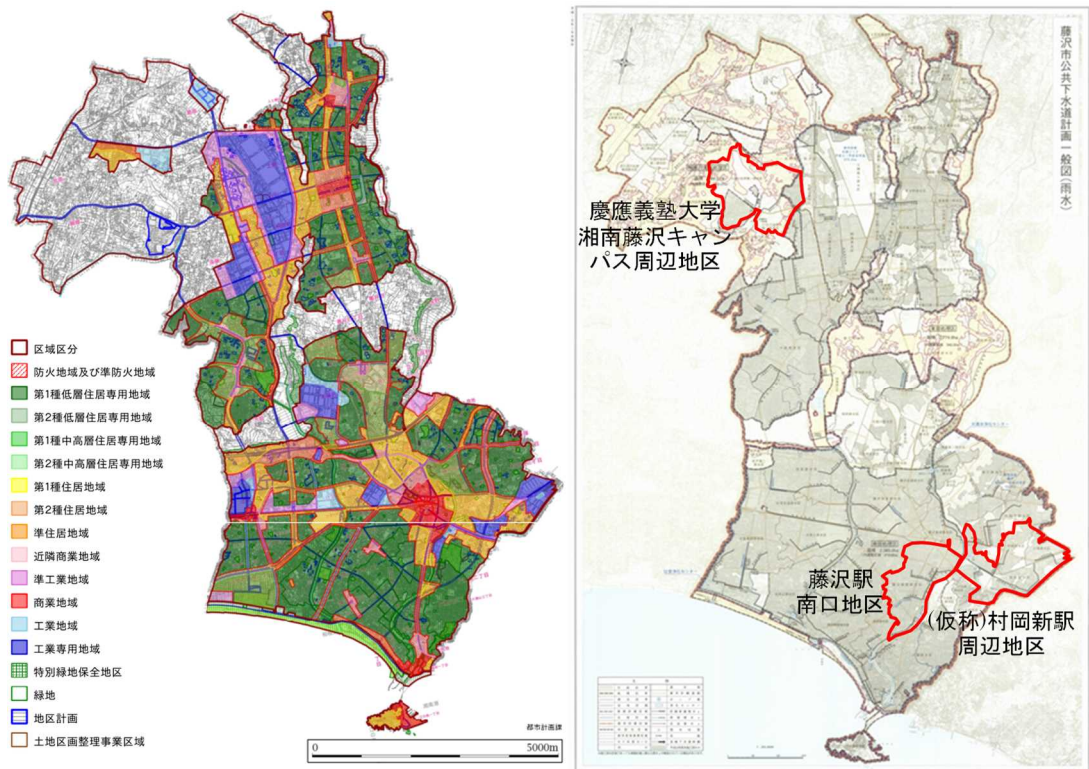


図 2 - 8 神奈川県藤沢市の対象地区位置図

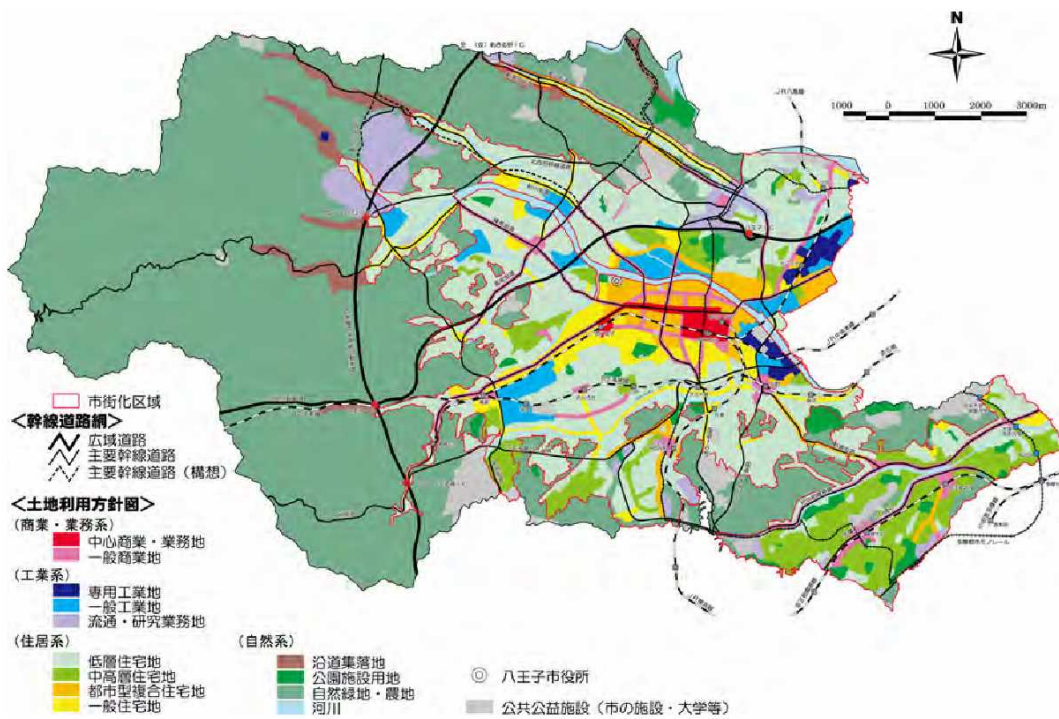


図 2 - 9 東京都八王子市 八王子駅前地区の位置図

2. 3 浸水被害対策区域の指定

浸水被害対策区域の指定は、市町村等の条例によるものとする。

【解説】

浸水被害対策区域は、公共下水道管理者である市町村等が、浸水対策を下水道整備のみで行うことが、費用対効果、技術的可能性、社会的影響等を勘案すると現実的でない、地域の実情を踏まえて判断した場合に、条例により指定する。

区域の指定にあたっては、条例に対象地域を明示することとするが、地域の実情に応じて、条例の中で、別途市町村長が規則等で定める*区域とすることも想定される。

浸水被害対策区域では、下水道法第10条の排水設備の基準に代えて、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間に対し雨水貯留浸透施設の設置等を義務づけることが可能となっており、建築基準関係規定として位置づけられるため、建築確認等で実効性を担保することとなる。

なお、民間に対し雨水貯留浸透施設の設置を義務づけない場合には、区域の指定のみの条例とすることも可能である。

*別途市町村長が規則等で定める区域については、p.17を参照。

【浸水被害対策区域の指定事例】

1. 区域指定の日

- 平成29年1月25日（木）

2. 指定区域名

- 横浜駅周辺地区

3. 指定範囲

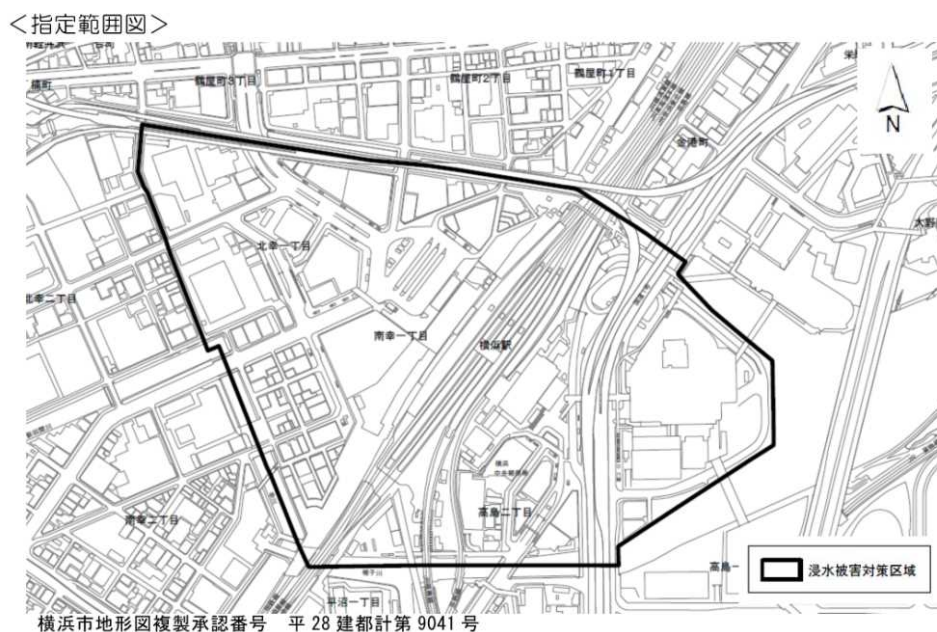


図2-10 浸水被害対策区域の指定事例（横浜市）

◇標準下水道条例（昭和三十四年十一月十八日厚生省衛発第一一〇八号・建設省計発第
四四一号）（抄）

（排水設備等の計画の確認）

第五条 排水設備又は法第二十四条第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。ただし、法第二十五条の十第一項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りでない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市（町村）長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市（町村）長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備指定工事店の指定）

第六条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号掲げる工事を除き、市（町村）長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

- 一 規則で定める軽微な工事
- 二 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事
- 三 法第二十五条の十七又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

（浸水被害対策区域の指定）

第二十二條の二 法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域は、別表第一及び別表第二に掲げる区域とする。

2 次条及び第二十二條の四の規定は、別表第一及び別表第二に掲げる区域内の土地に係る排水設備に適用する。

（排水に関する技術上の基準）

第二十二條の三 法第二十五条の二の規定により、法第十条第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備の接続の方法は、第四条第一号から第三号までに規定する基準の例によること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造ること。
- 四 排水設備（雨水を地下に浸透させる機能を備えるものを除く。）は、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。
- 五 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 六 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 七 排水管の内径及び排水渠の断面積は、第四条第四号及び第五号に規定する基準の例によること。
- 八 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 九 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 十 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十一 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十二 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準)

第二十二條の四 法第二十五條の二の規定により、下水道法第十條第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 別表第一に掲げる区域内の土地に係る排水設備は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該土地の面積〇〇平方メートルにつき一個(一個に満たない端数は、切り捨てるものとする。)の別紙第一に定める仕様の雨水浸透ますを備えた構造とすること又はこれと同程度以上に雨水を地下に浸透させることができる性能を有する構造とすること。
 - ロ 当該土地の面積一平方メートルにつき〇〇立法メートルの容量を有する別紙第二に定める仕様の雨水貯留槽を備えた構造とすること又はこれと同程度以上に雨水を一時的に貯留することができる性能を有する構造とすること。
- 二 別表第二に掲げる区域内の土地に係る排水設備(面積〇〇平方メートル以上の土地に係るものに限る。)は、前号ロに掲げる基準に適合するものであること。

(*別途市町村長が規則等で定める区域とする場合の参照条文)

◇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

第三十四條 前條の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同條に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一～十 (略)

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。)の條例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の條例で定めるものに該当しないもの

十二～十四 (略)

◇佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する條例(平二十年條例第五号)(抄)

(法第34條第11号の條例で指定する土地の区域等)

第3條 法第34條第11号の規定により條例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

(1) (略)

(2) 環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして規則で定める道路に接している土地の区域

(3) (略)

2 (略)

◇駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）（抄）

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第二十条（略）

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3（略）

◇横浜市駐車場条例（昭和三十八年条例第三十三号）

（周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定）

第3条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域に接続する区域内で、市長が指定する区域とする。

2 法第20条第2項の規定により周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて、自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内または自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、自動車交通の地区的ふくそうの予想される地区で、市長が指定する区域とする。

3 市長は、前2項の規定により周辺地区または自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2. 4 浸水被害軽減に向けた官民の役割分担

現状の下水道（雨水）整備水準、および市街化の状況、周辺条件、財政的制約等から想定される今後の整備の見通し等に係る地域の実情に応じて、官民それぞれの公助・共助・自助の立場における、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ、効果的かつ効率的な浸水対策により、早期に浸水対策の水準を向上させるための段階的な目標水準を設定する。

【解説】

計画規模の下水道（雨水）整備が終わっているが、超過降雨時に浸水被害が生じる場合、既成市街地で雨水貯留管等による更なる浸水対策が技術的に困難な場合、放流先河川の整備に財政的制約等から長期間を要するために内水対策の見通しが立たない場合など、様々な背景から、公共下水道としての浸水対策が困難な場合がある。そのような地域の実情に応じて、官が担う公助だけではなく、民が行う自助や、官と民が協力して取り組む共助も含めて役割分担を位置づけ、またハード対策・ソフト対策を組み合わせ、効果的かつ効率的な浸水対策を行い、できるだけ早期に浸水対策の水準を向上させるため、段階的な目標水準を設定するものである。

なお、官民連携した浸水対策を実施する上で設定する目標水準については、雨水管理総合計画等との整合を図ることとし、将来的（長期）には気候変動の影響を踏まえた見直しを行った後の計画降雨に対して自由水面を確保できる施設の整備を前提としつつ、防災部局、河川管理者、都市計画部局、さらには民間企業や住民まで含めあらゆる関係者が協働する「流域治水」の考え方にに基づき、多様な主体との連携により、例えば、自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくりを進める手法である「グリーンインフラ」の導入や、学校、公園、駐車場、民間の貯留施設など流域全体での貯留・浸透による雨水流出抑制を促進することにより段階的に安全度を向上させる。

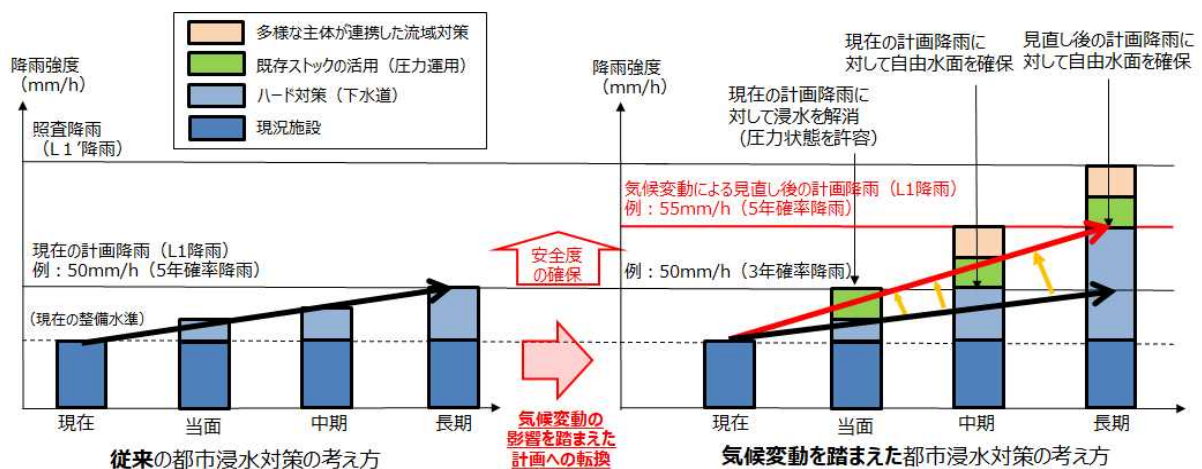


図2-1-1 気候変動の影響を踏まえた整備目標、対策目標の達成に向けた段階的対策計画の例

2. 5 浸水被害対策区域制度の適用による民間事業者等のメリット

官民連携した浸水対策を推進するためには、官民連携により地域の浸水被害の軽減を図ることによる地域及び各民間事業者等のメリットを明らかにすることが望ましい。

【解説】

民間の雨水貯留浸透施設等による浸水対策を推進するためには、早期にかつ効率的に浸水対策の水準を向上させることによる地域や民間事業者等に生じるメリットについて、経済性、事業継続性、社会性等の様々な側面から明らかにし、積極的な官民連携を促す必要がある。

浸水被害対策区域制度においては、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備促進のための補助事業、税制優遇（雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税））、容積率の緩和、管理協定制度等の様々な支援策が用意されている。

特に、補助事業（官民連携浸水対策下水道事業）は、浸水被害対策区域における雨水貯留施設等の整備費用に対し、国が民間事業者等（認定事業者に限る）に直接補助（補助率は1/2、ただし公共下水道管理者である地方公共団体が、対象施設の整備に要する費用を負担する場合に限る）するものである。（補助事業として官民連携浸水対策下水道事業のほか、特定地域都市浸水被害対策事業もある。）また、容積率緩和は都市再生特別地区等で事例があり、都市再生特別地区において容積率制限等の緩和を行う場合は、処理水再利用等による親水空間の整備等に加え、雨水貯留施設等の整備についても環境貢献の取組みとして評価できる。なお、民間事業者等に対する国の支援制度等の詳細については、「3. 雨水貯留施設等の整備促進のための民間事業者等に対する国の支援制度等の適用」を参照されたい。

<経済性に関するメリット>

- ・補助事業により、国からも補助を受けられる。
- ・公開空地の整備や建物の壁面後退の際、空地部地下へ雨水貯留施設等を設置した場合に、容積率の上乗せや建物の高さ制限の緩和を行うことにより、床利用面積の増大が経済活動上の利点となる。

※貯水槽を設ける部分の建築物の床面積は、延べ床面積の1/100を限度として、延べ床面積に算入しない。（建築基準法施行令第2条第1項第4号及び第3項）

<事業継続性に関するメリット>

- ・民間事業者自身が生産活動を行う地域の浸水被害が解消することにより、例えば、生産・販売等に係る物流ルートの確保、従業員の出勤や顧客の来訪における交通支障の回避等により大規模豪雨時においても事業継続性を確保できる。（BCPへの寄与）

<社会性に関するメリット>

- ・局地的大雨等の大規模降雨時にも浸水を生じにくい、雨に強いまちづくりにつながる。と同時に、事業投資としての地域貢献・顧客対応といったCSV（戦略的CSR）につながる。

- ・主要幹線道路や交通拠点・商業集積地区等の浸水解消と官民連携の浸水対策との関係
を見える化することにより、地域防災活動のPRにより企業イメージの向上を図るこ
とができる。行政においても、ホームページ上での公開等、地域への周知に協力する
等の配慮が有効である。

3. 雨水貯留施設等の整備促進のための民間事業者等に対する国の支援制度等の適用

<p>3. 1 国の各種支援制度等の概要</p> <p>浸水被害対策区域制度において、民間事業者等が雨水貯留施設等を設置する際に、より効率的、経済的に官民連携した浸水対策を実施するために、以下のような国の各種支援制度等の適用について検討することも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度 (2) 官民連携浸水対策下水道事業 (3) 雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税） (4) 日本下水道事業団による委託に基づく建設等 (5) 管理協定の締結等 (6) 特定地域都市浸水被害対策事業 (7) 容積率の緩和 (8) 新世代下水道支援事業 (9) 条例による義務づけ制度
--

【解説】

浸水被害対策区域制度において、民間事業者等が雨水貯留施設等を設置する場合、より効率的、経済的に官民連携した浸水対策を実施できるよう、(1)～(9)のような各種支援制度等が整備されており、当該浸水被害対策区域の地域の実情等を考慮し、必要に応じて、適用可能な支援制度を活用する。

浸水被害対策区域制度における国の各種支援制度は図3-1に示すとおりである。



図3-1 浸水被害対策区域における各種支援制度

(1) 民間の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度

浸水被害対策区域（特定都市河川流域の区域を除く。）内において、雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、「雨水貯留浸透施設整備計画」を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる制度（下水道法第 25 条の 10）であり、公共下水道管理者は、申請に係る計画が、施設の規模や管理の方法に係る基準等に適合すると認めるときは、その計画を認定することができる。

なお、特定都市河川浸水被害対策法においても、特定都市河川流域内において同様の計画認定制度（特定都市河川浸水被害対策法第 11 条）が創設されているところであり、浸水被害対策区域が特定都市河川流域内に包含される場合、浸水被害対策区域における雨水貯留浸透施設整備計画に関しては特定都市河川浸水被害対策法に基づき認定がされることとなる。

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】

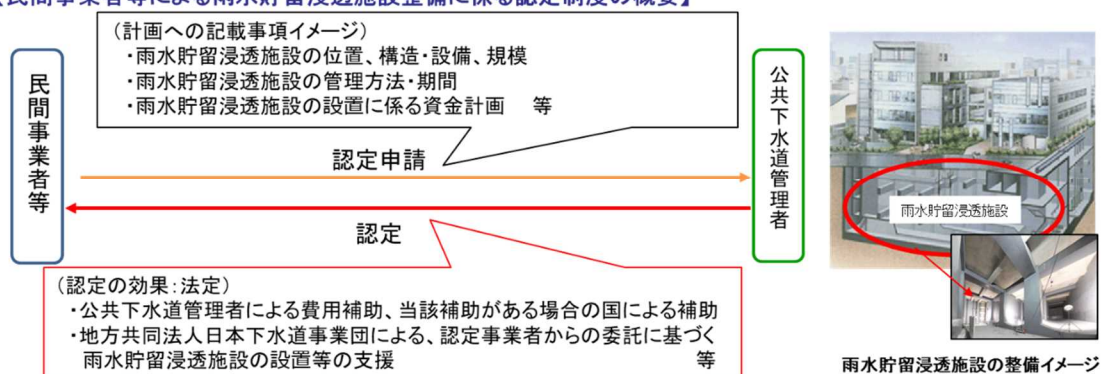


図 3-2 雨水貯留浸透施設整備計画認定制度

当該認定の申請があった場合、公共下水道管理者は、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が「雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること」等の基準に適合すると認めるときに、その認定をすることができることとされており、詳細は以下の通りである。

・雨水貯留浸透施設の規模の基準について

雨水貯留浸透施設の規模の基準については、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 8 において、雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留量」という。）が 30m³以上のものとする事としてしている。（30 m³ は下限値であり、公共下水道管理者は認定にあたり、この基準を満足したうえで敷地面積に応じた雨水貯留量を判断基準にすることも考えられる。）ただし、雨水貯留量が 30m³未満であっても浸水被害の発生の防止に効果的な雨水貯留浸透施設が存在することも想定されることから、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水貯留量を 0.1m³以上 30m³未

満で、別に定めることができることとしている。なお、雨水貯留浸透施設の規模のうち、雨水を地下に浸透させる量については、雨水貯留量に換算することとしている。換算の一例として、「増補改訂雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会 編」に手法等が記載されているので参照されたい。

また、雨水貯留浸透施設は地方公共団体の条例や指導に基づき整備されることがあるが、民間事業者による自主的な整備促進を目的とし、条例等に基づく雨水を貯留する量については認定の対象としないこととしているため、その容量を除外したうえで認定を行うものとする。

・雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準について

雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準については、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 9 において、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を維持することができる構造であること、また、雨水貯留浸透機能を維持するために必要な設備を備えたものであることとしている。前者については、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設は当該民間事業者等が設置する排水設備のうち雨水貯留浸透機能を有するものであることから、少なくとも、下水道法第 10 条第 3 項の規定に基づく下水道法施行令第 8 条の排水設備の設置及び構造の技術上の基準（以下「排水設備構造基準」という。）に適合していることが必要であるので、留意されたい。なお、雨水貯留浸透機能を維持するために必要な設備とは、下流への流下設備（オリフィスやポンプ設備等）、雨水を貯留する容量を観測するための計測機器、定期点検の際に使用するはしご等である。

民間事業者等が設置する排水設備が排水設備構造基準に適合については、標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）により、公共下水道管理者である地方公共団体が定める条例において、排水設備の新設等を行おうとする者が、その計画が排水設備構造基準に適合するものであることについて、市（町村）長の確認を受けなければならないこととされているところ、標準下水道条例を改正し、下水道法第 25 条の 11 の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設については、当該認定手続きにおいて排水設備の状況を確認していることから、条例における排水設備構造基準への適合確認の適用を除外とすることとしている。標準下水道条例の改正については、別途、「標準下水道条例の改正について（令和 3 年 11 月 1 日国水下企第 59 号）」を発出したところであるので、これを参照されたい。

なお、計画規模以上の降雨が発生することも想定されるため、雨水貯留浸透施設には、必要に応じて余水吐等を設けることが望ましい。

・雨水貯留浸透施設の設置に係る資本計画の基準について

雨水貯留浸透施設の設置に係る資本計画の基準は、下水道法改正により、同法第 25 条の 11 において、資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであることとされているところ、具体的には、当該雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の予定額及びその調達計画を確認することとしている。

・雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準について

雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準は、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 10 において、雨水貯留浸透施設が有する雨水貯留浸透機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること、また、点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化等があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること等としている。

・雨水貯留浸透施設の管理の期間の基準について

雨水貯留浸透施設の管理の期間の基準は、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 11 において、10 年とすることとしている。ただし、浸水被害の発生を防止を図るためには、民間事業者等が認定計画に係る雨水貯留浸透施設を 10 年を超えて管理する必要があると公共下水道管理者が判断することも想定されることから、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、10 年を超え 50 年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができるとしている。

なお、下水道法施行規則第 17 条の 6 第 1 項において様式第 15 (図 3-3) の申請書による提出が規定されており、同条第 2 項各号においては申請書に添付する図書が以下の通り規定されている。

①雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

※位置図は縮尺 2500 分の 1 以上とし、雨水貯留浸透施設の位置を表示すること

※構造図は縮尺 500 分の 1 以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものであること

②雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類

③雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表

「雨水貯留浸透施設整備計画」の認定基準や記載事項等については、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」(令和 3 年 11 月 1 日水管理・国土保全局長通知)(本手引き p. 41~43 にも掲載)も参照されたい。

この計画認定制度により、公共下水道管理者より計画の認定を受けた認定事業者は本節(2)~(4)の支援を受けることが可能である。

また、下水道法において、当該制度に関する事項として以下の内容も規定されているため、留意されたい。

- ① 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定を受けた計画に係る雨水貯留浸透施設の設置・管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。
- ② 計画に記載された雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事については、計画の認定を受けたときに、第 16 条の承認があったものとみなすこと。
- ③ 公共下水道管理者は、
 - ・認定事業者に対し、認定を受けた計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができること。
 - ・認定を受けた計画に従って、雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行っていないと認めるときは、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
 - ・認定事業者が上記の命令に従わなかったときは、計画の認定を取り消すことができること。

様式第十五 (第十七条の六関係)

年 月 日

公共下水道管理者 殿

認定申請者

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名

雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書

下水道法第25条の10第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画について次のとおり認定を申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画

1 雨水貯留浸透施設の位置

地名地番	
敷地の面積	
土地に関する権原	1 所有権 2 借地権・その他 () 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

注 「土地に関する権原」の欄中「借地権・その他」とは、雨水貯留浸透施設の敷地となるべき土地について施設の所有を目的とする地上権、賃貸権又は使用貸借権をいう。

2 雨水貯留浸透施設の規模

雨水貯留浸透施設全体の雨水を貯留する容量	貯留施設	m ³	計	m ³
	浸透施設	m ³		
雨水貯留浸透施設全体の容量のうち地方公共団体の条例や指導に基づく雨水を貯留する容量	貯留施設	m ³	計	m ³
	浸透施設	m ³		

注 「貯留施設」の欄は、雨水を貯留する容量を記載し、「浸透施設」の欄は、雨水を地下に浸透させる量を、雨水を貯留する容量に換算した数値を記載すること。

3 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

雨水貯留浸透施設の構造	
雨水貯留浸透施設の設備	

【補足】

2 雨水貯留浸透施設の規模について

雨水貯留浸透施設の整備に当たっては、義務や指導に基づく貯留容量と任意の貯留容量を一体となって整備することがあるため、認定の規模を確認するため、雨水貯留浸透施設全体の容量や地方公共団体の条例や指導に基づく雨水を貯留する容量を記載すること。

4 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

	内 訳	(円)
建設等所要資金予定額	建設費	○ ○ ○
	計	
調達計画	自己資金	
	借入金 (借入先ごとに記載) ○ ○ ○	
	計	

5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

管理の期間	年 月から 年 月まで (年 ヶ月間)
管理期間における管理の方式	1 委託業者による管理 2 自ら管理 3 その他 ()
1又は3の場合の委託業者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
点検の内容	
点検の頻度	
点検により異常があることが明らかとなった場合に講じる措置	
修繕の計画	
その他必要な事項	
備付図書	

注 「管理期間における管理の方式」の欄中「その他」とは、下水道法第25条の3第1項又は第25条の4第1項に規定する管理協定に基づく公共下水道管理者である地方公共団体による管理等をいう。

注 「備付図書」の欄は、備付図書がある場合には記載すること。

【補足】

5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間について

各項目について記載したうえで、必要に応じて別途「点検、修繕等の詳細」等が確認できる書類を添付してもらい、申請書の記載内容を補完することができる。その際は、別途書類があることについて「備付図書」の欄に記載すること。

6 雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施期間

工事の着手の予定年月日	年 月 日
工事の完了の予定年月日	年 月 日

7 雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項

下水道法第16条の規定による承認が必要な工事の有無	有 ・ 無
---------------------------	-------

【補足】

7 雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項について

「有」に○を付ける場合、下水道法第16条の規定による承認を受けるために必要な書類と同等の書類を備え付けること。

図3-3 雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書 (様式第15)

(2) 官民連携浸水対策下水道事業

浸水被害対策区域において、下水道法第 25 条の 10 第 1 項又は特定都市河川浸水被害対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の整備を推進するため、国が民間事業者等に直接支援を行う制度を令和 3 年度に創設している。この制度は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部に対する補助制度（下水道法第 25 条の 15 又は特定都市河川浸水被害対策法第 16 条）であり、民間事業者等への補助は、下水道法施行令第 17 条の 6 又は特定都市河川浸水被害対策法施行令第 5 条において、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に 2 分の 1 を乗じて得た額と規定されている。ただし、公共下水道管理者である地方公共団体が、対象施設の整備に要する費用のうち 4 分の 1 を目安に負担する場合に限られている。

※ 特定都市河川流域内の浸水被害対策区域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づく認定制度が適用されるが、補助に関しては本制度を適用することとなる。

本制度は、認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設整備に適用できる制度であり、「(6) 特定地域都市浸水被害対策事業」よりも高い補助率により国及び地方公共団体からの補助を受けられることがメリットである。詳細は実施要綱を確認の上、積極的に活用されたい。

(3) 雨水貯留浸透施設の設置に係る特例措置（固定資産税）

浸水被害対策区域において、雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設を整備した場合に、当該施設の固定資産税について、課税標準を 3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とすることができる特例措置を令和 3 年度に創設している。

（適用期限：令和 6 年 3 月 31 日まで）

(4) 日本下水道事業団による委託に基づく建設等

令和 3 年に改正された下水道法第 25 条の 17 及び日本下水道事業団法第 26 条第 2 項の規定により、地方共同法人日本下水道事業団は、認定事業者の委託を受け、雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができることとなった。

※ 日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設等の業務を行う地方共同法人であり、日本下水道事業団法第 26 条第 1 項第 1 号に定めるポンプ施設の建設業務として、地方公共団体からの委託に基づき、雨水の貯留施設及びポンプの建設をこれまでに約 400 件実施しており、雨水貯留浸透施設設置のノウハウを有している。

(5) 管理協定の締結等（管理協定の締結等における留意点は5章を参照）

浸水被害対策区域において、民間事業者等が設置する雨水貯留施設等を、民間事業者等との間に締結する管理協定に基づき、公共下水道管理者が自ら管理することができる。管理協定には、以下の事項を定めるものとしている。

- ①管理協定の目的となる雨水貯留施設（協定雨水貯留施設）
- ②協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項
- ③管理協定の有効期限
- ④管理協定に違反した場合の措置

管理協定の目的となる雨水貯留施設については、雨水の貯留容量が100m³以上のものとするが、浸水被害の発生状況等を勘案し、対象区域における浸水被害の発生を防止を図るために必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、条例で、区域を限り、街区単位で100m³以上、または協定対象の雨水貯留施設の規模を100m³未満に引き下げることが可能である。

管理協定に定める協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項については、当該施設の維持修繕その他当該施設の適切な管理に必要な事項を定め、管理協定に基づき、公共下水道管理者が自ら協定雨水貯留施設を管理し、その機能を適切に維持することにより、浸水被害対策区域における浸水被害の軽減効果を安定して得ることができる。

管理協定の有効期限は、5年以上50年以下とすることとしており、管理協定の期間中に当該施設の所有者等が変更となった場合においても、その効力を有する（承継効）ため、公共下水道管理者が雨水貯留施設を継続的に管理することが可能である。

管理協定に違反した場合の措置としては、違反した者に対して不当に重い負担を課すものでないこととしているので注意されたい。

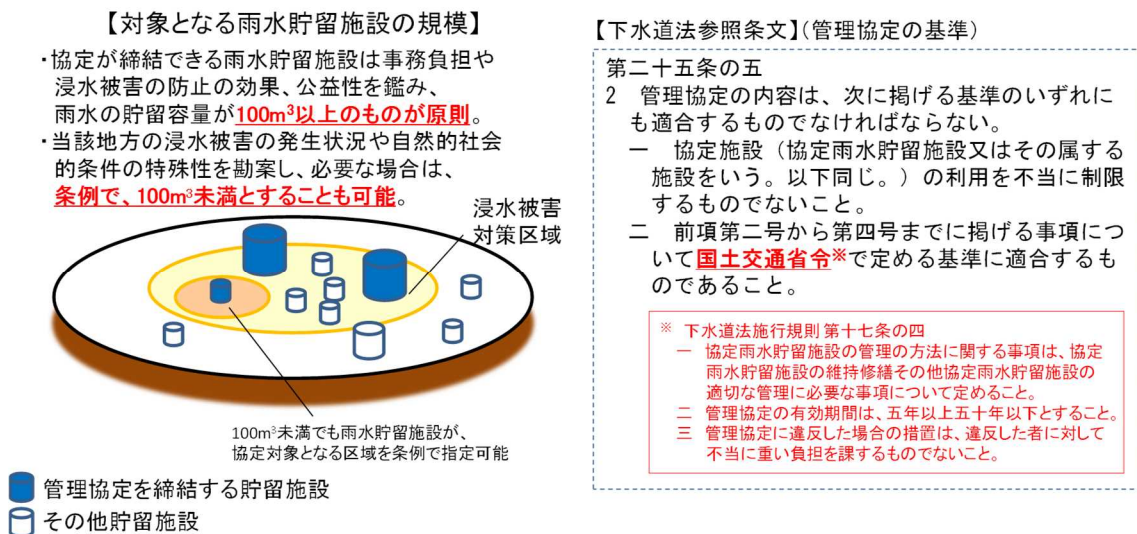


図3-4 管理協定の締結等

(6) 特定地域都市浸水被害対策事業

浸水被害対策区域において、民間事業者等が雨水貯留施設等を整備する場合、国が民間事業者等に直接支援を行う制度を平成 27 年度に創設している。ここで、民間事業者等への補助は、地方公共団体が民間事業者等に対し、経費の一部を助成する場合において、以下のいずれかの額のうち最も少ない額を上限としている。

- ①雨水貯留施設等の整備に要する総費用の 3 分の 1
- ②民間事業者等に対し地方公共団体が経費の一部を助成する額
- ③雨水貯留施設等を活用することにより、削減された下水道施設の整備費の金額のうち、国庫補助負担分に相当する額

地方公共団体が支援する補助と合わせて、民間事業者等は整備費用の支援を受けることができる。特に大規模施設において超過降雨対応の雨水貯留施設等を設置する場合には支援額も大きく、民間事業者等にとっても、行政からの支援により所有する施設周辺の浸水リスクを軽減することができることもメリットとして考えられる。

なお、平成 29 年度より、民間と連携した効率的な浸水対策を一層推進するため、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域における浸水対策や、民間が整備する雨水浸透施設の設置について、新たに補助対象に追加しているため、積極的に活用されたい。

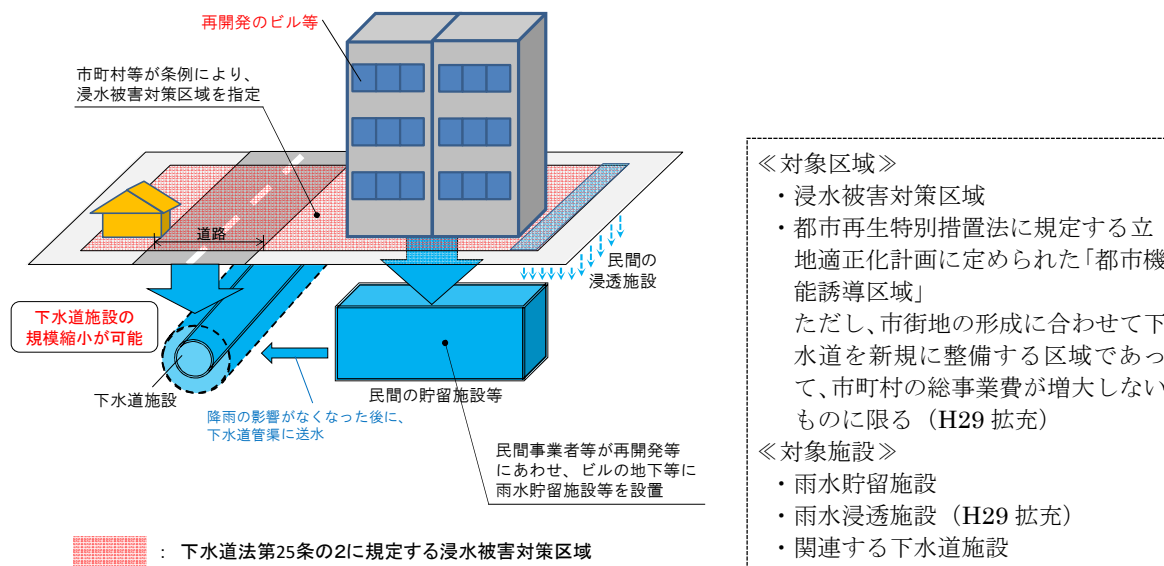


図 3-5 特定地域都市浸水被害対策事業

(7) 容積率の緩和

都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区等においては、地方公共団体は雨水貯留施設等の整備を総合的に評価して容積率を緩和できる場合がある。

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等について原則的な考え方を示した「都市計画運用指針」において、地域の浸水被害防止のための雨水貯留施設等の整備が、都市開発事業者の容積率制限等の緩和を認める上で、積極的に評価することが考えられる環境貢献の取組みとして平成27年1月の改正により位置付けられている。

さらに、民間事業者による水災害対策の取組を促進するため、都市の水災害対策に資する取組を評価し、評価の内容に応じて建築物の容積率の最高限度を割り増すことが想定される内容の例や留意すべき事項をまとめた「都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について（技術的助言）」が令和2年9月に発出されているので、こちらも参照されたい。



図3-6 容積率の緩和

- 課題**
- 近年、各地で大規模な水災害が発生し、今後、気候変動の影響により、水災害が頻発化・激甚化する恐れ懸念されており、都市における水災害対策の必要性が高まっている。
 - これまで、容積率緩和制度を活用し、都市開発プロジェクトにおける雨水貯留施設の整備等の取組を評価し容積率を緩和した事例は存在するものの、こうした水災害対策に資する取組を評価する包括的な考え方は示されていなかった。
- 対応**
- 都市開発プロジェクトに併せて実施される水災害対策に資する取組を評価し、建築物の容積率を緩和する考え方についてとりまとめ、地方公共団体に通知する。

評価対象となる都市の水災害対策に資する取組のイメージ



(青字)内水・洪水被害の軽減 (赤字)住民等の避難支援

図3-7 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について

(8) 新世代下水道支援事業

本事業制度は、近年下水道の役割として新たに求められている良好な水循環の維持・回復、リサイクル社会構築への貢献、情報化社会への対応等を積極的に果たしていくことを目的とするものであり、水環境創造事業、リサイクル推進事業及び機能高度化促進事業により構成される。

本事業制度により、個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ます等の小規模な施設に対して、地方公共団体がその設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して、防災・安全交付金による支援を行うものであるため、積極的に活用されたい。

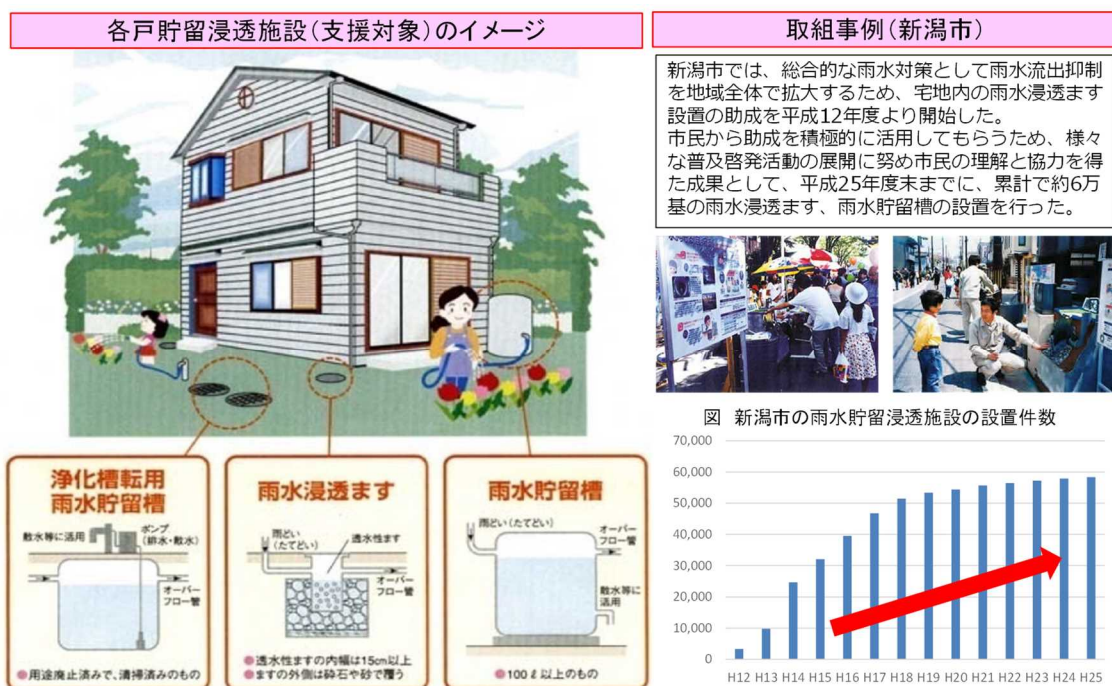


図 3 - 8 新世代下水道支援事業

(9) 条例による義務づけ制度

浸水被害対策区域においては、公共下水道管理者の判断により、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間事業者等に対して雨水貯留施設等の設置を義務づけることができる。特に、これから新たなまちづくりや再開発を予定している地区において、排水区全体における流出抑制対策が重要となる場合に有用である。

なお、当該基準は、建築基準関係規定として位置付けられるため、建築確認等で実効性が担保される。義務づけを適用する場合には、対象とする施設や、貯留・浸透施設の能力や容量等を明確にすることとする（「2.3 浸水被害対策区域の指定」に示す標準下水道条例参照）

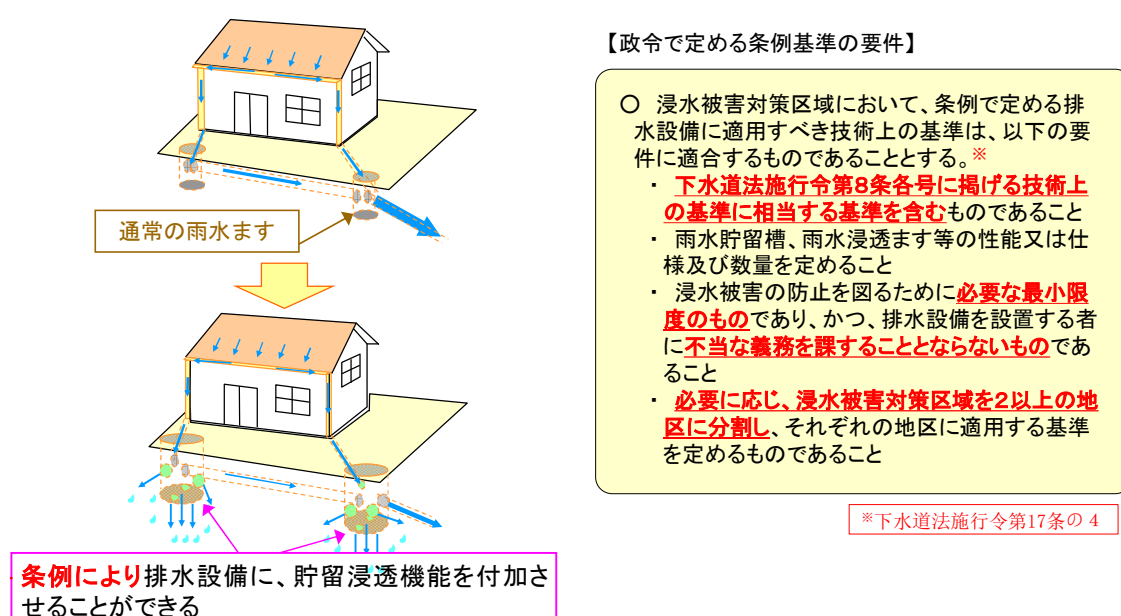


図3-9 条例による義務づけ制度

4. 民間雨水貯留施設等の活用による効果の評価及びフォローアップ

4. 1 民間雨水貯留施設等の活用による効果の評価

浸水被害対策区域に設置される協定雨水貯留施設等による浸水被害の軽減効果を評価する。

【解説】

浸水被害対策区域に設置される協定雨水貯留施設等は、公共下水道の整備による浸水対策が困難な地区において、局地的大雨等の高降雨強度による浸水等の解消に資することが期待される。よって、浸水域における浸水状況から想定される浸水ボリューム・必要貯留量等と貯留可能容量との比較等により浸水被害の軽減効果を評価し、浸水常襲箇所の効果的な解消を図る。

ここで、個々の雨水貯留浸透施設を設置する毎に、下水道管路網モデルによる浸水シミュレーションを実施し、設置効果の厳密な定量的検証を行うことは必須ではなく、地形解析*による浸水ボリューム・必要貯留量等の想定に基づき評価を行うことも考えられ、また、浸水発生状況の変化等により評価する方法でもよい。

なお、民間事業者等の雨水貯留施設等については、当該施設が存する敷地外の雨水の集水が可能な構造や、下水の排除方式が分流式である地区等で、下水道の雨水管渠内において雨水の引き込みや返水が可能となる構造上の工夫、また、ピーク雨量時の下水道への負荷が最小となるようなポンプやゲート操作等の管理上の工夫、道路冠水等を選択的に貯留および浸透処理する雨水貯留浸透施設の設置による流出負荷の低減等が想定できる場合には、そのような条件で、より高い浸水被害軽減効果を想定することも考えられる。

*地形解析等

『内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)』(令和3年7月 国土交通省) 3.3節「地形情報を活用した内水浸水想定」に示される浸水ボリュームの算出方法、または、本手引き(案) 2.2節「浸水被害対策区域の候補区域の選定」に示す予備的な検討方法等。

4. 2 民間雨水貯留施設等の効果的配置のためのフォローアップ

検討対象地域において、浸水被害対策区域を指定した場合には、民間等の雨水貯留浸透施設の設置状況および効果について、地域の実情に応じてフォローアップを行うことが望ましい。

【解説】

浸水被害対策区域を指定した場合、民間等の雨水貯留浸透施設の設置状況と実際の浸水被害の状況変化との対応から設置効果を評価し、官民連携した浸水対策をフォローアップするため、毎年度の設置状況、設置した施設の雨水貯留・浸透の状況、および浸水被害の発生状況について継続的に把握することが望ましい。

例えば、毎年度の雨水貯留浸透施設の設置状況については、設置件数・設置箇所・設置容量、および当該施設が存する敷地外の雨水の集水の有無、道路冠水等の選択的な取水の有無等について把握する。

また、設置した雨水貯留浸透施設の貯留の状況に関しては、年間の流入回数・流入水量等で評価し、浸透の状況に関しては、浸透量と浸透に要した時間の関係等から浸透能力を評価するといった状況把握が考えられる。

5. 管理協定の締結時における留意点

5. 1 民間事業者等との管理協定の締結時における留意点

市町村等が、民間事業者等の雨水貯留施設等を自ら管理するため、当該雨水貯留施設等の所有者等との間において管理協定を締結する場合には、協定雨水貯留施設に係る管理の方法・役割分担、敷地区分等を規定し、管理作業時等に生じる事態の責任の明確化と円滑な対応に十分留意する必要がある。

【解説】

雨水貯留施設等の管理協定は、一定規模以上の雨水貯留施設等について、市町村等が自ら管理する必要があると認めるときに、当該雨水貯留施設等の所有者等との間で個別に締結する。民間事業者等が管理する雨水貯留施設等においては、必ずしも貯留した雨水を降雨後に全て排水する運用が行われていないことから、当該施設を地域の浸水安全度の向上に活用するためには、公共下水道管理者が自ら管理することを積極的に検討し、施設の能力を十分に発揮させることが望ましい。

また、市町村等は、建設が予定されている又は建設中である雨水貯留施設等について、同様に、雨水貯留施設等の所有者等になろうとする者との間で管理協定を締結し、当該施設の建設後に管理を行うことができる。

以下に、管理協定に定めることが想定される項目毎に、留意すべき事項を示す。

①協定雨水貯留施設について規定する項目

協定雨水貯留施設が建物の地下等に設けられている場合には、その属する建物の名称を記載する。また、協定の目的となる範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが適当である。

市町村等が協定雨水貯留施設の管理を行うにあたっては、民間事業者等の敷地内に立ち入ることが想定されることから、立ち入りが可能な範囲・通路等の敷地区分、立ち入り及び管理作業中等に生じる事態に関する責任及び対応の分担に関する事項等を、民間事業者等と協議し、図面等に明記することが望ましい。

②協定雨水貯留施設の管理の方法について規定する項目

協定雨水貯留施設及び付帯設備の点検、清掃、維持修繕に関すること（場所、実施項目、実施頻度等）、豪雨等の発生時における運転操作その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定める。

また、運転操作の方法、操作実施体制及び操作に伴い生じる事態に関する役割分担及び責任分担等について、民間事業者等と協議し、規定することが望ましい。

③管理協定の有効期間について規定する項目

5年以上50年以下の間で、民間事業者等と協議し、管理協定の有効期間を定める。また、下水道法第25条の8の規定により管理協定の延長も可能である。

なお、国庫補助を受ける施設の場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の処分制限期間等にも留意されたい。

④管理協定に違反した場合の措置について規定する項目

例えば、協定の有効期間中における正当な事由がない協定の破棄の申し出や管理協定に基づく公共下水道管理者の管理行為の妨害等の雨水貯留施設所有者等の違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を求めることなどが考えられる。

【雨水貯留施設の管理等について】

国土交通省において実施したフィージビリティスタディ（FS）による知見

公益財団法人雨水貯留浸透技術協会の協力により会員企業等に、民間事業者等の雨水貯留施設における管理等の実態を調査し、以下の状況を確認した。管理協定の締結に定めるべき事項の参考とされたい。

清掃・点検等の管理に関する実態調査結果

		屋根・壁面から集水(水質は比較的良好)	敷地全体から集水(砂・落ち葉等の流入あり)
建物の地下	本体清掃	堆積物は少なく、悪臭・害虫の発生等が見受けられた場合に実施。流入部、ピット部等。	砂・落ち葉等の堆積状況により、1年に1回以上、堆積物を除去。流入部、ピット部等。
	本体点検	構造的に実施できない場合を除き、1年～数年に1回程度。	構造的に実施できない場合を除き、1年～数年に1回程度。
	設備点検	1ヶ月に1回程度、ろ過装置・排水ポンプ等(敷地内の他設備と合わせて実施)。	1ヶ月に1回程度、ろ過装置・排水ポンプ等(敷地内の他設備と合わせて実施)。
設置場所	駐車場等空地	堆積物は少なく、悪臭・害虫の発生等が見受けられた場合、または1年に1回程度実施、流入部。	1年に1回程度、流入部、雨水ピット槽、堆積物除去等。
	地下	1年に1回程度、流入部および堆積物の状況等を確認。また、年に数回程度、フィルター・オリフィス等の詰まり確認。	1年に1回程度、流入部および堆積物の状況等を確認。また、年に数回程度、フィルター・オリフィス等の詰まり確認。
	設備点検	1年に1回程度、流入管・スクリーン・流出管・配電設備等(敷地内の他設備と合わせて実施)。	1年に1回程度、流入管・スクリーン・流出管・配電設備等(敷地内の他設備と同時実施)。
敷地内地上部	本体清掃	堆積物は少なく、悪臭・害虫の発生等が見受けられた場合、または1年に1回程度実施。	1年に1回以上、砂・落ち葉等の堆積物を除去。
	本体点検	降雨時または1年に1回の巡視程度。	降雨時または1年に1回の巡視程度。
	設備点検	1年に1回の定期点検、または1月に1回の法定点検(敷地内の他設備と合わせて実施)。	1年に1回の定期点検、または1月に1回の法定点検(敷地内の他設備と併せて実施)。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・合流雨水を貯留した場合には雑排水扱いとなるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)により法令点検が必要となる。また、貯留した合流雨水に下水道料金が課される場合がある。 ・排水ポンプ等の設備は将来的な設備更新を考慮する必要がある。(下水道施設における雨水ポンプ設備の標準耐用年数は20年) ・有効期間は、設置される建築物のオーナー変更の可能性の観点から、建築物の用途に応じて柔軟に有効期間を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 長期的な協定期間の設定が考えられる建築物(ターミナル駅、学校施設 等) ➢ 短期的の協定期間の設定が考えられる建築物(商業用店舗ビル、工場、事務所ビル 等) 		

(巻末資料)

「水防法等の一部を改正する法律の施行について」

(平成 27 年 7 月 19 日水管理・国土保全局長通知)

二 下水道法関係

6 浸水被害対策区域における特別の措置について

(1) 浸水被害対策区域制度の創設について(下水道法第 2 章第 2 節関係)

浸水被害対策区域は、排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。

指定対象となる地域としては、例えば、地域の降水量や土地利用等の状況を踏まえ、浸水対策が必要な地域であって、道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域、公共下水道の雨水貯留管等の整備よりも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設を活用する方が費用対効果の高い地域などを想定しており、公共下水道管理者がこれらの観点から地域の実情を踏まえて判断されたい。

また、これまでも、地方公共団体のまちづくり部局等が、民間の雨水貯留浸透施設の設置を推進している地域もあるため、公共下水道管理者が浸水被害対策区域の指定や排水設備に適用すべき技術上の基準の策定、雨水貯留施設の管理協定による管理を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置に関する施策に齟齬が生じることのないよう、対象地域のまちづくり部局等と適切に調整を図られたい。

なお、民間事業者による雨水貯留浸透施設等の整備の促進を図る際には、「都市計画運用指針の改正による民間の雨水貯留施設等の位置づけについて」(平成 27 年 1 月 18 日国水下水流第 46 号)などを参照し、都市計画部局や建築部局等と十分に連携しつつ、都市計画法等に基づく諸制度の活用について検討されたい。

さらに、浸水被害対策区域での民間の雨水貯留浸透施設の設置等に対しては、予算・税制等の特例措置を講じているので、こうした支援策を積極的に活用されたい。

(2) 雨水貯留施設の管理協定制度について(下水道法第 25 条の 3 から第 25 条の 9、下水道法施行令第 17 条の 5、下水道法施行規則第 17 条の 3 から第 17 条の 5 関係)

① 管理協定の対象となる雨水貯留施設について

下水道法第 25 条の 3 により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設(浸水被害の防止を図るために有用なものとして雨水の貯留容量が 100m³ 以上のものに限る。)を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等(当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者)との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

なお、対象地域の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、特に必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、条例で、区域を限り、管理協定を締結できる雨水貯留施設の規模を 100m³ 未満に引き下げることが可能である。

また、下水道法第 25 条の 4 により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設について、上記と同様に、雨水施設所有者となろうとする者(当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用および収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

下水道法第 25 条の 9 により、管理協定は、施設所有者が代わってもそれ以降の所有者等に対しても効力を有するため、公共下水道管理者が雨水貯留施設を継続的に管理することが可能となっている。

また、区分所有権が設定されるテナントビル等について、完成後に管理協定を締結する場合は区分所有権を有する者全員と管理協定を締結する必要があるが、下水道法第 25 条の 4 に基づきテナントビル等の販売前にデベロッパーとの間であらかじめ管理協定を締結しておけば、承継効により、管理協定の締結後に区分所有者となる者に対しても管理協定が適用されることになる。

② 管理協定に記載する必要がある事項について

管理協定に記載する必要がある事項は、以下の通りである。

イ 協定雨水貯留施設の名称、範囲

協定雨水貯留施設が建物の地下等に設けられている場合には、その属する建物の名称を記載する。また、協定の目的となる範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが適当である。

ロ 協定雨水貯留施設の管理の方法

協定雨水貯留施設の点検、清掃、維持修繕に関する事、豪雨等の発生時における運転操作その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定める。

ハ 管理協定の有効期間

5 年以上 50 年以下の間で管理協定の有効期間を定める。また、下水道法第 25 条の 8 の規定により管理協定の延長も可能である。

ニ 管理協定に違反した場合の措置

例えば、協定の有効期間中における正当な事由がない協定の破棄の申し出や管理協定に基づく公共下水道管理者の管理行為の妨害などの雨水貯留施設所有者等の違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を求めることなどが考えられる。

(3) 条例で排水設備に適用すべき技術上の基準について（下水道法第 25 条の 2、下水道法施行令第 17 条の 4、下水道法施行規則第 17 条の 2 関係）

浸水被害対策区域において、管理協定制度の活用、予算や税制等の支援策のみでは浸水被害の軽減が困難な場合等も想定される。このような場合等において、下水道法第 25 条の 2 に基づき排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を条例で定めるに当たっては、政令及び省令に規定する条例の基準に基づいて、条例を策定されたい。

また、当該基準は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条に基づく建築基準関係規定となり、建築主事等が建築確認等の際に当該基準に適合しているか否かを審査するものとなる。このため、条例で技術上の基準を定める場合は、その内容についてあらかじめ建築関係部局と調整を図るよう留意されたい。

さらに、当該基準において、雨水の地下への浸透に関する基準を設ける場合には、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の浸透不適地においては、当該基準を適用すべきでないことに留意されたい。また、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き

（案）」（平成 22 年 4 月、国土交通省）等を参考に、浸透能力を保持するために、浸透部分に詰まった土砂の除去等の適正な維持管理を行うよう、設置者に対して必要な助言や指導を行うこととされたい。

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」
(令和3年11月1日水管理・国土保全局長通知)

第三 下水道法関係

2. 浸水被害対策区域における雨水貯留浸透施設整備計画認定制度の創設について（下水道法第25条の10から第25条の21まで関係）

(1) 改正の趣旨

下水道法第25条の2の規定に基づく浸水被害対策区域は、公共下水道管理者のみによらない官民一体となった浸水対策を実施するものとして、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある排水区域のうち、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる区域を公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定めるものであり、平成27年に創設された制度である。気候変動の影響等により大雨などが頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大しており、今後、浸水被害対策区域において、民間事業者等の地域関係者が一体となった雨水貯留や浸透に係る取組を一層促進する必要がある。

このため、下水道法改正により、浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設された。これは、計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して施設整備費用に係る法定補助や税制措置等を講じることにより、民間事業者等による雨水貯留・浸透に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図ることを趣旨とするものである。

なお、第一4.のとおり、特定都市河川浸水被害対策法においても、特定都市河川流域の区域における雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設されたことから、同区域については、浸水被害対策区域であっても、特定都市河川浸水被害対策法に基づく制度で措置されることとなるため、留意されたい。

(2) 「雨水貯留浸透施設整備計画」の認定について

① 民間事業者等による申請について

下水道法改正により、同法第25条の10において、浸水被害対策区域（特定都市河川流域の区域を除く。以下同じ。）で雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、「雨水貯留浸透施設の規模」「その他国土交通省令で定める事項」等を記載した「雨水貯留浸透施設整備計画」を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができることとされた。

雨水貯留浸透施設整備計画には、雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造及び設備等のほか、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の7において、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期を記載することとしている。また、公共下水道管理者の認定を申請するに当たっては、同規則第17条の6において、雨水貯留浸透施設の位置図、平面図及び構造図等を添付しなければならないこととしている。

なお、下水道法第25条の10に基づく申請に当たっては、地域の実情に応じて、同一の浸水被害対策区域における複数の雨水貯留浸透施設を一括した申請書を作成し、一件の申請として公共下水道管理者に提出することができるものとする。

② 公共下水道管理者による認定について

下水道法改正により、同法第25条の11において、当該認定の申請があった場合、公共下水道管理者は、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとされた。

認定に当たっての基準については、浸水被害の発生の防止に効果的な雨水貯留浸透施設を対象とする観点から、(i)～(v)のとおりとすることとしている。

(i) 雨水貯留浸透施設の規模の基準について

雨水貯留浸透施設の規模の基準については、下水道法施行規則改正により、同規則第17条の8において、雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留量」という。）が30m³以上のものとするとしている。ただし、雨水貯留量が30m³未満であっても浸水被害の発生の防止に効果的な雨水貯留浸透施設が存在することも想定されることから、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、当該地方公共団体の規則で、区域を限り、雨水貯留量

を 0.1m³以上 30m³未満で、別に定めることができることとしている。なお、雨水貯留浸透施設の規模のうち、雨水を地下に浸透させる量については、雨水貯留量に換算することとしている。

(ii) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準について

雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準については、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 9 において、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を維持することができる構造であること、また、雨水貯留浸透機能を維持するために必要な設備を備えたものであることとしている。前者については、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設は当該民間事業者等が設置する下水道法第 10 条第 1 項の規定に基づく「排水設備」のうち、雨水貯留浸透機能を有するものであることから、少なくとも、同法第 10 条第 3 項の規定に基づく下水道法施行令第 8 条の排水設備の設置及び構造の技術上の基準（以下「排水設備構造基準」という。）に適合していることが必要であるので、留意されたい。

民間事業者等が設置する排水設備の排水設備構造基準への適合については、標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）により、公共下水道管理者である地方公共団体が定める条例において、排水設備の新設等を行おうとする者が、その計画が排水設備構造基準に適合するものであることについて、市（町村）長の確認を受けなければならないこととされているところ、標準下水道条例を改正し、下水道法第 25 条の 11 の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設については、当該認定手続きにおいて排水設備の状況を確認していることから、条例における排水設備構造基準への適合確認の適用を除外することとしている。標準下水道条例の改正については、別途、「標準下水道条例の改正について（令和 3 年 11 月 1 日国水企第 59 号）」を発出したところであるので、これを参照されたい。

なお、計画規模以上の降雨が発生することも想定されるため、雨水貯留浸透施設には、必要に応じて余水吐等を設けることが望ましい。

(iii) 雨水貯留浸透施設の設置に係る資本計画の基準について

雨水貯留浸透施設の設置に係る資本計画の基準は、下水道法改正により、同法第 25 条の 11 において、資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであることとされているところ、具体的には、当該雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の予定額及びその調達計画を確認することとしている。

(iv) 雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準について

雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準は、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 10 において、雨水貯留浸透施設が有する雨水貯留浸透機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること、また、点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化等があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること等としている。

(v) 雨水貯留浸透施設の管理の期間の基準について

雨水貯留浸透施設の管理の期間の基準は、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 11 において、10 年とすることとしている。ただし、浸水被害の発生を防止するためには、民間事業者等が認定計画に係る雨水貯留浸透施設を 10 年を越えて管理する必要があると公共下水道管理者が判断することも想定されることから、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、10 年を超え 50 年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができることとしている。

(3) 認定計画の変更について

下水道法改正により、同法第 25 条の 13 において、認定事業者が認定計画の変更をしようとするときは、当該計画が国土交通省令で定める軽微な変更である場合を除き、公共下水道管理者の認定を受けなければならないこととされた。

この「国土交通省令で定める軽微な変更」については、下水道法施行規則改正により、同規則第 17 条の 12 において、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、当該設置の工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とすることとしている。

(4) 認定の効果について

下水道法改正により、同法第 25 条の 14 において、公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとされた。雨水貯留浸透施設の設置に当たっては、地形や地質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めることが必要であるので、留意されたい。

また、国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、下水道法改正により、同法第 25 条の 15 において、認定事業者に対し、予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができることとされ、国の認定事業者に対する補助金の額は、下水道法施行令改正により、同令第 17 条の 6 において、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とすることとしている。なお、国の認定事業者に対する補助については、公共下水道管理者である地方公共団体が雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を負担する場合に限ることとしているので、留意されたい。併せて、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、課税標準を 1/3 を参酌して、1/6 から 1/2 の範囲内において市町村の条例で定める割合とするという特例措置が講じられているので、積極的に活用されたい。

このほか、認定の効果として、下水道法改正により、同法第 25 条の 16 から第 25 条の 20 により、計画に記載された雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事については計画の認定を受けたときに下水道法第 16 条の承認があったものとみなすこと、公共下水道管理者は認定事業者に対して認定計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができること等により、浸水被害対策区域における浸水被害の防止・軽減を図ることとされた。また、地方共同法人日本下水道事業団は認定事業者の委託を受け雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができることとされているので、必要に応じて活用されたい。

認定の基準や効果等の具体的事項については、雨水貯留浸透施設整備計画認定制度に関する解説を追加した「官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和 3 年 11 月）」を参考とされたい。